

# 平成29年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成29年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要は、以下のとおりです。

## ◀調査対象▶

### ○ 対象機関

- ・国の行政機関（46機関）
- ・独立行政法人等（193法人）

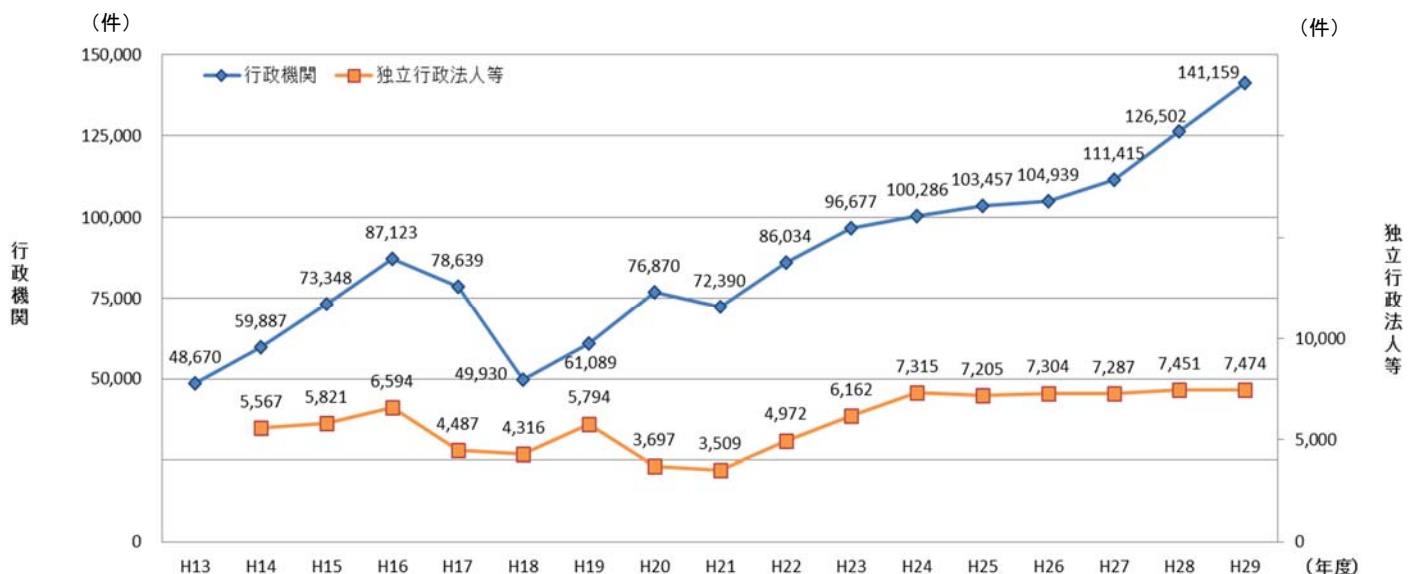
### ○ 対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの状況について、平成30年3月31日現在で調査

## 1 開示請求の件数

平成29年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では141,159件、独立行政法人等では7,474件となっている。

### ○ 開示請求件数の推移



(注) 平成18年4月に高額納税者公示制度が廃止されたことに伴い、行政機関（国税庁）に対する開示請求件数が大幅に減少した。

○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	平成29年度	平成28年度
法務省	66,860	52,862
国土交通省	36,838	36,107
厚生労働省	12,468	13,128
人事院	5,025	5,070
防衛省	4,900	4,694
その他	15,068	14,641
計	141,159	126,502

独立行政法人等	平成29年度	平成28年度
国民生活センター	2,407	2,124
医薬品医療機器総合機構	1,199	1,076
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	754	598
日本年金機構	703	785
水資源機構	398	475
その他	2,013	2,393
計	7,474	7,451

## 2 開示決定等の件数

平成29年度には、行政機関では、128,591件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は125,715件（97.8%）、不開示決定は2,876件（2.2%）となっている。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が43,482件（33.8%）、一部を開示する決定が82,233件（64.0%）となっている。

独立行政法人等では、7,461件の決定がされ、このうち、開示決定は6,863件（92.0%）、不開示決定は598件（8.0%）となっている。また、開示決定のうち、全部を開示する決定が3,564件（47.8%）、一部を開示する決定が3,299件（44.2%）となっている。

なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された（公益裁量開示）例はみられなかった。

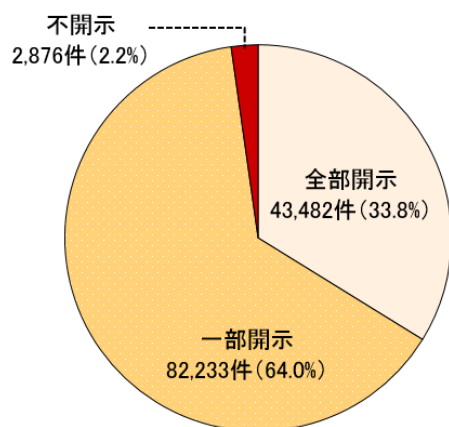
また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関では4,460件、独立行政法人等では161件となっている。

(単位：件、%)

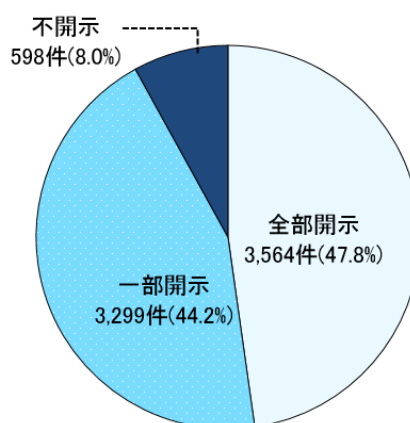
		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
				全部を開示	一部を開示			
行政機関	平成29年度	128,591 (100)	125,715 (97.8)	43,482 (33.8)	82,233 (64.0)	0 (0.0)	4,460 (3.5)	2,876 (2.2)
	(参考) 平成28年度	112,236 (100)	109,750 (97.8)	41,639 (37.1)	68,111 (60.7)	0 (0.0)	3,062 (2.7)	2,486 (2.2)
独立行政法人等	平成29年度	7,461 (100)	6,863 (92.0)	3,564 (47.8)	3,299 (44.2)	0 (0.0)	161 (2.2)	598 (8.0)
	(参考) 平成28年度	6,813 (100)	6,254 (91.8)	3,269 (48.0)	2,985 (43.8)	0 (0.0)	170 (2.5)	559 (8.2)

○ 開示決定の割合

【行政機関】



【独立行政法人等】



### 3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる（期限を開示請求者に通知）とする期限の特例が設けられている。

平成29年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に決定がされたものの割合は、行政機関が100.0%、独立行政法人等が99.7%となっている。

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		延長手続を採ったもの		期限の特例規定を適用したもの		合計		
		期限内に決定がされたもの (a)	期限を超過したもの (b)	期限内に決定がされたもの (c)	期限を超過したもの (d)	期限内に決定がされたもの (e)	期限を超過したもの (f)	期限内に決定がされたもの (a+c+e)	期限を超過したもの (b+d+f)	
行政機関	平成29年度	128,591 (100)	116,846 (90.9)	23 (0.0)	6,820 (5.3)	10 (0.0)	4,872 (3.8)	20 (0.0)	128,538 (100.0)	53 (0.0)
	(参考) 平成28年度	112,236 (100)	101,855 (90.4)	39 (0.0)	6,980 (6.2)	10 (0.0)	3,349 (3.0)	3 (0.0)	112,184 (99.9)	52 (0.1)
独立行政法人等	平成29年度	7,461 (100)	5,659 (75.9)	4 (0.1)	884 (11.8)	11 (0.1)	893 (12.0)	10 (0.1)	7,436 (99.7)	25 (0.3)
	(参考) 平成28年度	6,813 (100)	5,430 (79.7)	3 (0.0)	540 (7.9)	8 (0.1)	826 (12.1)	6 (0.1)	6,796 (99.8)	17 (0.2)

○ 期限を超過したもの（行政機関別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
検察庁	0	1	0
外務省	0	3	6
厚生労働省	2	0	0
環境省	2	4	0
原子力規制委員会	0	1	0
防衛装備庁	19	1	14
計	23	10	20

○ 期限を超過したもの（独立行政法人等別内訳）

（単位：件）

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	特例規定を適用して通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	0
日本年金機構	1	1	0
放送大学学園	2	0	0
東京大学	0	0	10
東京学芸大学	0	1	0
京都大学	0	9	0
計	4	11	10

## 4 審査請求

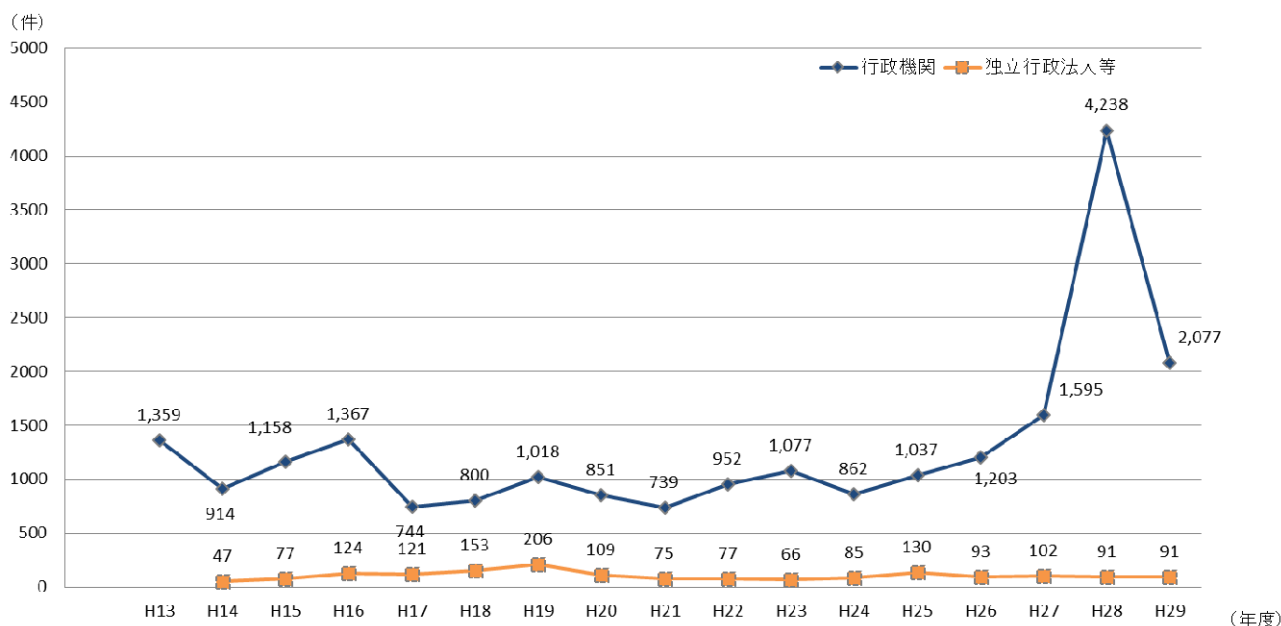
### (1) 審査請求件数

開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、行政機関の長及び独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成29年度にされた審査請求（注）の件数は、行政機関では2,077件、独立行政法人等で91件となっている。

（注）改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てを含む（以下同じ）。

#### ○ 審査請求件数の推移



（注）平成28年度には特定の行政機関において不作為に対する審査請求が大幅に増加したこと等により、行政機関全体として平成27年度から大幅に増加した。これは、平成28年4月の改正行政不服審査法の施行に伴い、開示請求に係る不作為についての審査請求が情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の諮問対象に追加されたことなどが影響しているものと考えられるが、平成29年度には減少に転じた。

### (2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされている。

#### ① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における審査請求事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、審査請求後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととしている。

平成29年度に審査会に諮問した事案について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位：件、%)

	計	90日超
行政機関	616 (100)	165 (26.8)
(参考) 平成28年度	612 (100)	208 (34.0)
独立行政法人等	86 (100)	22 (25.6)
(参考) 平成28年度	71 (100)	9 (12.7)

○ 90日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数
金融庁	17
法務省	1
外務省	29
文部科学省	31
厚生労働省	3
特許庁	3
国土交通省	3
防衛省	78
計	165

独立行政法人等	件数
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	7
日本スポーツ振興センター	3
放送大学学園	4
東北大学	3
信州大学	1
京都大学	3
大阪大学	1
計	22

② 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決（注）についても、原処分を妥当とする答申などにあつては30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り60日以内に行うこととしている。

審査会の答申を受けて平成29年度に裁決をした事案について、答申を受けてから裁決するまでの期間は以下のとおりである。

(注) 改正前の行政不服審査法による異議申立てに対する決定を含む（以下同じ。）。

(単位：件、%)

	計	60日超
行政機関	618 (100)	114 (18.5)
(参考) 平成28年度	856 (100)	65 (7.6)
独立行政法人等	80 (100)	1 (1.3)
(参考) 平成28年度	102 (100)	8 (7.8)

○ 60日超事案の機関別内訳

(単位：件)

行政機関	件数
金融庁	4
法務省	8
外務省	20
文部科学省	3
国土交通省	9
防衛省	70
計	114

独立行政法人等	件数
東北大学	1
計	1

③ 審査請求の内容が認められたもの等の状況

審査請求を受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決をすることとされており、審査請求の内容が認められたもの（認容）、一部が認められたもの（一部認容）、認められなかったもの（却下・棄却）の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位：件、%)

	裁決の件数	認容	一部認容	却下・棄却	その他 (※)
行政機関	2,078 (100)	35 (1.7)	118 (5.7)	1,925 (92.6)	0 (0.0)
(参考) 平成28年度	2,973 (100)	50 (1.7)	199 (6.7)	2,715 (91.3)	9 (0.3)
独立行政法人等	89 (100)	9 (10.1)	23 (25.9)	56 (62.9)	1 (1.1)
(参考) 平成28年度	107 (100)	7 (6.6)	36 (33.6)	63 (58.9)	1 (0.9)

※ 不作為の審査請求に対する裁決や、原処分庁が原処分を取り消し又は変更して請求の内容を事実上認容しているもの（請求の利益が消滅したため却下）など。

## 5 訴訟

平成29年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では18件、独立行政法人等では3件となっている。

### ○ 訴訟（新規提訴）件数の推移

